

「福井県社会的養育推進計画（案）」
パブリックコメント意見まとめ

○意見募集期間 : 令和7年2月17日（月）～3月10日（月）

○意見件数（意見提出者数） : 7件（2個人）

意見概要	県の考え方
1 児童心理治療施設の設置を進めるという計画があるが、迅速に整備を求める。今日では児童の保護理由として虐待が多数を占めているが、虐待を受けた場合、長期にわたって心理的な問題を抱える場合が多く、施設を退所してからもその影響で苦しむ場合が少なくない。P35	本県に未設置となっている児童心理治療施設の早期設置に向けて関係機関と連携して整備を推進していきます。
2 施設入所者の子どもの中には、発達障害の問題を抱えた子どもも多数あり、専門的なケアを必要としている。そのため施設の専門的なケアの実施を求める。P35	計画本文P35にも記載していますが、児童養護施設や乳児院等に入所するケアニーズの高い子どもへの支援を強化するため、専門性向上のための研修の充実や心理担当者の配置など施設が行う体制強化の取組みを積極的に支援していきます。
3 今後、里親への委託を進めていくと、施設の定員に余裕ができることが見込まれるため、施設の多機能化（ケアニーズの高い子どもへの支援、退所児童への自立支援、地域での相談支援、一時保護専用施設の設置等）を進めることを求める。P35	計画本文P35にも記載していますが、児童養護施設などの施設の特色に応じた多機能化等の取組みを積極的に支援していきます。
4 施設退所後の自立支援として、児童自立生活援助事業（Ⅱ型、Ⅲ型）の実施に加えて、社会的養護自立支援拠点の開設を支援するのは、大変有意義な施策である。進学するとしても就職するとしても、退所後の子どもたちは、経済的にも心理的にも頼れる存在がなく、不安な状況に置かれる場合が多いと思われる。社会的養護自立支援拠点を開設し、また社会的養護自立ネットワークを構築することは、退所後の子どもたちの支えになると考える。開設後は、拠点を気軽に利用できるように、LINEやメールで情報を伝えるなど、広報のやり方を工夫していただきたい。P39	施設を退所した子どもが、困ったとき、悩んだときに頼ることができる場所を確保することに合わせ、それらの情報を知ってもらうことが重要と認識しています。施設入所している子どもたちのアンケート結果からもSNSを活用した情報提供を望む声が多いことも踏まえ、必要な情報につながる周知に努めていきます。また、入所中から、施設退所後も支えてくれる場所があることを子どもたちに周知していきます。
5 子どもの権利擁護については、概要においても、「（2）第三者である意見表明支援員により、子どもが意見をまとめ、説明できるよう支援」「（3）子どもの意見に対しては必要に応じ専門家による調査・審議を行うなど全てに対応し、結果を子どもに説明」と記載され、より明確な書き方になっている。迅速に環境整備を進めていただきたい。P42, 43	施設に入所している子どもの権利擁護の取組みについては、今年度よりモデル的に実施しているところです。令和7年度以降、順次取組みを拡大し、できる限り早期に施設に入所するすべての子どもが意見を表明できる環境を整えていきます。
6 「市町が実施する妊産婦訪問事業」とあるのですが、具体的に市町のどのような事業を指しているのか。P27	市町の母子保健部署の「希望する妊産婦や気がかりな妊産婦を対象に訪問し指導等を行う取組」などを指しています。個別の事業名ではないので、「妊産婦訪問事業」の文言を見直します。
7 施設を退所する子どもは、「経済面、社会面、心理面、体力面で大きな不安を持っていることが多いです。」とあるが、体力面での不安はどのような根拠があるのか。P37	体力面の不安については、施設を退所した方々へのヒアリングにおいて、「親を頼れないため、住居や行政手続きなどを自分で全てする必要があり、体力的にも辛い」、「経済的に苦しいため、アルバイトを複数掛け持ちして体力的に苦しい」などの意見をいただいたことから記載をしております。表現が誤解を招く恐れがありますので、「体力面」の文言を見直します。